

|                            |
|----------------------------|
| 第2回<br>意見聴取検討会<br>H15.8.27 |
|----------------------------|

|          |
|----------|
| 参考資料 - 2 |
|----------|

## 第1回意見聴取検討会 議事骨子

# 第1回意見聴取検討会 議事骨子

座長 神吉 紀世子

第1回意見聴取検討会は8月11日(月)JAビル本館5階小ホールにおいて委員総数5名中4名の出席のもと実施された。

## 1. 関係住民の意見聴取方法について

検討会の進め方について、庶務より説明を行った。説明の内容は以下のとおり。

- ・先進事例の聴取事例について

関係住民の意見聴取方法について、検討会での確認事項は以下の通り。

### 1) 効果的な聴き方の方法について

記者発表は時間をかけてしっかりレクチャーを行い、周知を図る。

直接関係のあるところについてはこちらから聞きに行き、一般住民からはアンケートを取る。最終的には市、郡単位で説明会等を開く。なお、説明資料としては、分かりやすい原案パンフレットをつくる。

(直接関係のある対象者)

- ・治水上危険性のあるところや工事等の影響を直接受けそうな対象者に、こちらから働きかけてしっかり聞く。

(その他の対象者)

- ・環境学習を行っている小学校も多いので、そうした学校にも説明会の案内を行う。

(説明会の方法)

- ・今までと違って原案の段階から意見を聞くということを強調し、場合によっては、多少の手直しが出来ることを分かって頂く。

(アンケートの方法)

- ・一般住民に対しては、アンケートを回覧板等で行う。

(アンケートの内容)

- ・原案に係るところのアンケートの手法としては、択一式で、理由は自由記述式で行うと良いのではないかと。

### 2) 整備計画原案を案内する方法について

- ・レク付きの記者発表を時間をかけて行い、正確な記事をつくってもらう。
- ・地域の回覧板を利用する。
- ・市町村の広報誌を利用する。
- ・インターネットを利用する。

### 3) 整備計画原案を効率的に理解していただく方法について

(原案の内容)

- ・河川整備計画原案は、論理的で経済的な根拠のしっかりした内容に作る。
- ・原案に環境団体の意見を受け止めるソフト施策を組み入れる。

#### (住民意見の反映基準)

- ・委員会で出来る範囲をはっきりさせて説明する。
- ・反映できる意見と出来ない意見をはっきりさせる。
- ・反映できない意見としては、委員長案のようなものが必要。  
委員会より、  
河川法上の制約により、河川管理者が実施不可能なもの  
技術的、制度的等今後20～30年間に実施不可能なもの  
河川整備の方向性に逆行しているもの  
社会的意義が低いもの、もしくは無いもの  
社会的合意が得られないもの、もしくは得られそうにないもの

#### (効率的に理解していただく方法)

- ・原案がなぜこのように決まったのか、記者や一般住民にその論理的なバックグラウンドを周知・理解してもらおう。記者発表は時間をかけてしっかりレクチャーを行う。
- ・そのために、パンフレットは実質的でしっかりしたものをつくる。
- ・今までの河川整備と今回の河川整備のやり方がどう違うのか、明確にする必要がある。
- ・治水上困っているところでの説明会で、現地を見るという部分を設けた方がよい。サラリーマンは夕方の方が参加しやすいと思う。

#### 4) その他(意見聴取のフォローアップ)

- ・今後の住民活動に期待できる仕掛け(プラットフォーム)作りをする。そういうネットワークを考えるとすれば、紀の川河川整備計画の目玉になるのではないか。
- ・草刈り、ゴミ拾いなどの広い活動をやる人が多くでてくるようなソフト施策が必要。
- ・反映できなかった意見について、こちらも検討したということが、伝わる方がよい。
- ・一般性が無い意見も見せていく方がよい。
- ・出された意見は、インターネットで公表するのがよいのではないか。

## 2. 次回の開催予定

次回の意見聴取検討会は、8月27日午後3時から国土交通省和歌山河川国道事務所内で開催することとなった。

## 3. その他

座長代理には、養父委員を指名した。